

賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

当クラブの主旨に賛同し、当クラブを賛助するために入会した団体・企業（個人事業も含む）とする。

第3条（議決権）

賛助会員は当クラブの総会における議決権を持たない。

第4条（入会）

当クラブの会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し、当クラブ館長の承認を受けなければならない。また、会員は1年単位とし、年度途中にかかわらず入会月から1年である。

第5条（入会金、会費及び納入）

入会金 0円 年会費 1口6万円、

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、当クラブの指定する方法で納入しなければならない。また、会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

第6条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を館長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第7条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

（1）当クラブ会則、本規約に違反した場合 （2）第8条の禁止事項に掲げる行為を行った場合 （3）故意、過失に問わず、当クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

第8条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。（1）会員情報など当クラブへ虚偽の申請を行う行為 （2）他の会員、第三者もしくは当クラブの財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為 （3）その他、当クラブ理事会が不適切と判断する行為

第9条（その他）

当クラブの責に帰さない活動において会員が他の会員第三者に対して損害を与えた場合、当クラブはその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当クラブに損害を与えた場合、当クラブは当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則） 本規約は平成30年4月1日から施行する